

特定秘密指定管理簿について

平成 27 年 3 月 17 日

<事実関係>

1. 特定秘密保護法に基づき指定された特定秘密の項目名 382 を列挙する「特定秘密指定管理簿」が、先週金曜（3 月 13 日）の衆議院予算委員会における予算通過の 30 分後（13 時頃）以降、特定秘密を管理する行政機関のうち 8 機関から、五月雨的に我が党の議員に届けられた。なお、防衛省、経済産業省は 3 月 14 日午前 9 時現在で届いていない。

3 月 13 日：内閣官房(49)、国家安全保障会議(1)、総務省(2)、法務省(1)、公安調査庁(10)、海上保安庁(15)

3 月 16 日：警察庁(18)、外務省(35) 合計 131

<大まかな評価>

2. 1 月 27 日に内閣情報調査室に対し依頼したものが 1 カ月半かかって、しかも政府全体まとめてではなく行政機関ごとに届けられており、衆議院予算委員会でホームページで自発的に掲示するよう求めたにも関わらず自発的情報提供がないことは問題。

(注) 3 月 17 日 9 時現在、どの行政機関のホームページにも掲示なし。

<内容の問題点>

3. 特定秘密指定管理簿の項目名（正確には「指定に係る特定秘密の概要」）は、入手している 131 の特定秘密のうち、一部黒塗りとなっているものが 5 つとなっている（注：黒塗りすること自体は仕方がないと思われる点に注意）。
 - ・「北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容」（外務省）といった、ある程度内容が推測できるものもある一方で
 - ・「平成 27 年に警察が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況」といったように、他種類の内容がひとまとめにされて、どのような内容が中に含まれているのか想像すら難しいものも多い。
4. この 382 ある項目名のそれぞれの中に含まれる、約 47 万件と言われる個別の「文書等」の名称は、今後公開されるのか、少なくとも情報監視審査会には提供されるのか。されないとする、このような抽象的な題名しか示されない中でどうやってチェックしていくのかなど、今後の特定秘密保護法の運用には極めて疑問がある。これからも厳しく監視していく。